

静岡県告示第734号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により次の区域を海岸保全区域に指定する。

なお、昭和58年4月5日付け静岡県告示第365号を廃止する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

静岡県駿河湾沿岸榛原海岸

基点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11の各点を順次結んだ線及び基点11、補助点5、4、3、2、1、基点1の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基準点 牧之原市細江字青地1260番1地先の四等三角点細江

(北緯34度45分00秒、東経138度14分13秒)

基点1	基準点から	148度11分08秒	1221.85メートルの地点
基点2	基点1から	199度10分19秒	22.40メートルの地点
基点3	基点2から	225度02分44秒	11.56メートルの地点
基点4	基点3から	230度30分57秒	11.68メートルの地点
基点5	基点4から	230度15分26秒	44.71メートルの地点
基点6	基点5から	229度57分34秒	200.20メートルの地点
基点7	基点6から	230度06分58秒	199.78メートルの地点
基点8	基点7から	230度28分28秒	200.11メートルの地点
基点9	基点8から	230度20分05秒	27.58メートルの地点
基点10	基点9から	215度38分52秒	40.28メートルの地点
基点11	基点10から	230度21分44秒	23.73メートルの地点
補助点5	基点11から	140度19分50秒	195.00メートルの地点
補助点4	補助点5から	50度21分43秒	255.92メートルの地点
補助点3	補助点4から	50度21分46秒	167.81メートルの地点
補助点2	補助点3から	49度34分49秒	359.68メートルの地点
補助点1	補助点2から	325度50分08秒	199.99メートルの地点